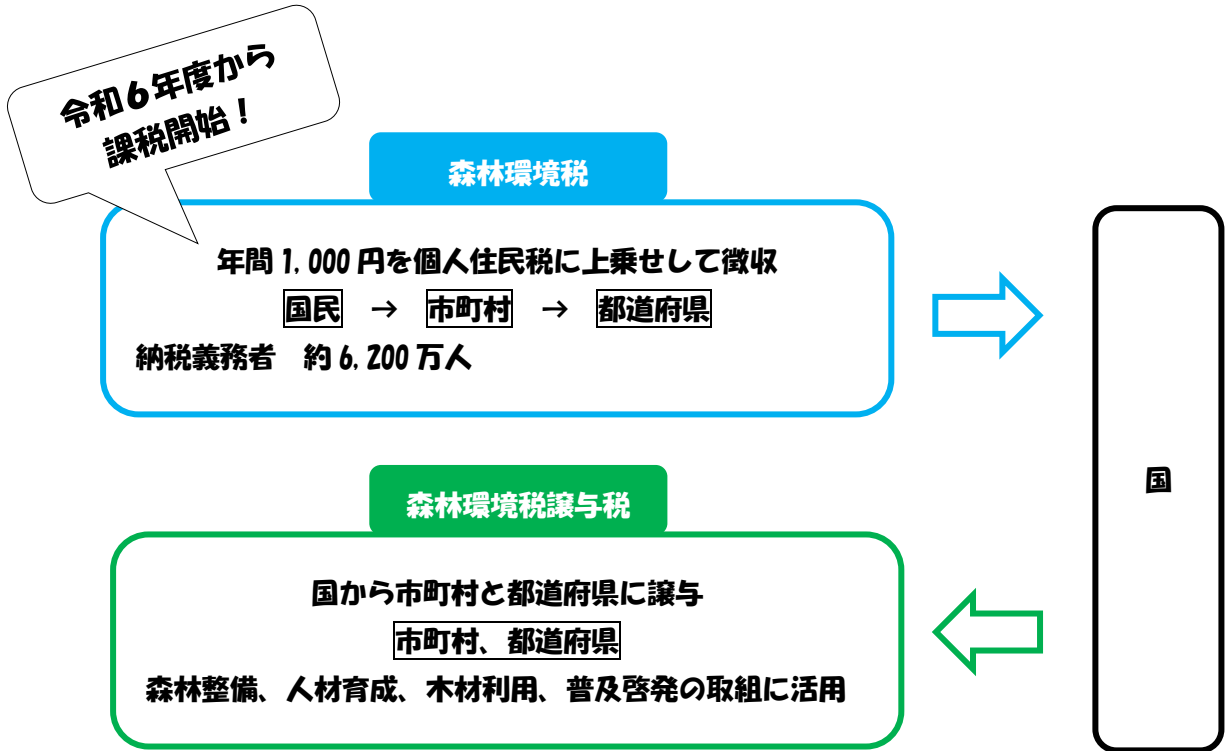


# 森林環境譲与税を活用した取組み

## 1 森林環境譲与税の仕組み

「森林環境譲与税」は、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を基準として、令和6年度からの「森林環境税」の課税に先立ち、令和元年度から譲与されています。



## 2 取組事例

川南町において森林環境譲与税を活用し取組んだ事例を紹介します。

### (1) 経営管理意向調査業務委託

手入れ不足の人工林が増えていることから、森林経営管理制度に基づく森林の管理を進めていくため、森林環境譲与税を財源として、森林組合に委託してアンケートによる森林所有者の意向確認を行った。

### (2) 伊倉地区町有林松林薬剤樹注入委託

川南町伊倉浜町有林の松が、松くい虫による、松枯れ被害が発生している。防潮林である松林の一部が枯れてしまったことで、松林より陸地側の広葉樹に塩害が見られるようになった。近隣住民からは「倒木の恐れのある木がある」と多く相談を受けるため、樹幹注入を行うことで、松くい虫の被害を最小限にとどめることに努めた。



(松写真)



(樹幹注入後の写真)